

国保都道府県化における 保険料負担について

1人当たり医療分国保料(税)の比較(H28)

市町村名	金額(円)	市町村名	金額(円)
1 北栄町	73,768	11 八頭町	58,060
2 若桜町	68,570	12 伯耆町	57,174
3 日吉津村	63,622	13 三朝町	55,468
4 境港市	62,900	14 岩美町	53,193
5 大山町	62,487	15 智頭町	52,010
6 湯梨浜町	62,012	16 日南町	51,826
7 琴浦町	61,687	17 江府町	51,645
8 米子市	61,567	18 南部町	46,684
9 倉吉市	60,458	19 日野町	44,865
10 鳥取市	58,851		

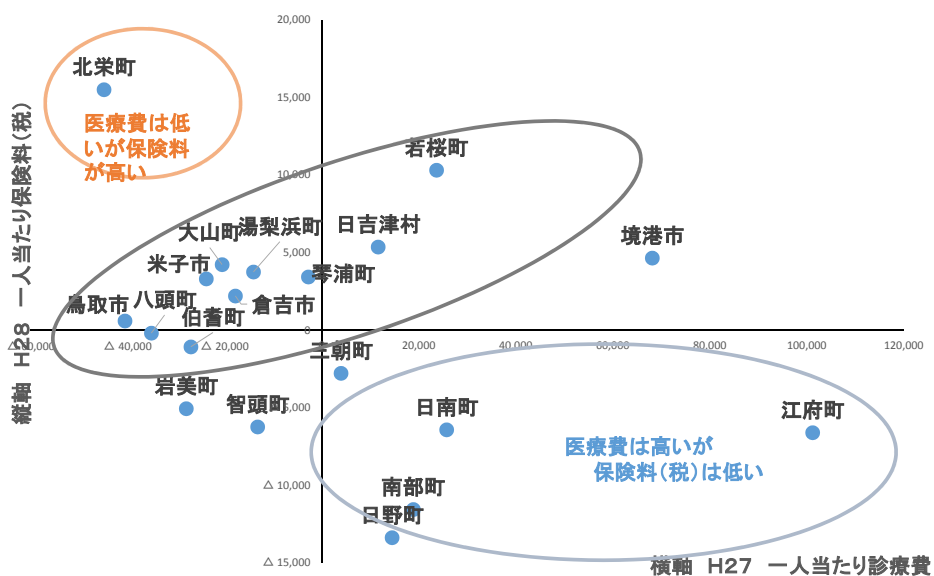
最大1.64倍の格差

1人当たり診療費の比較(H27)

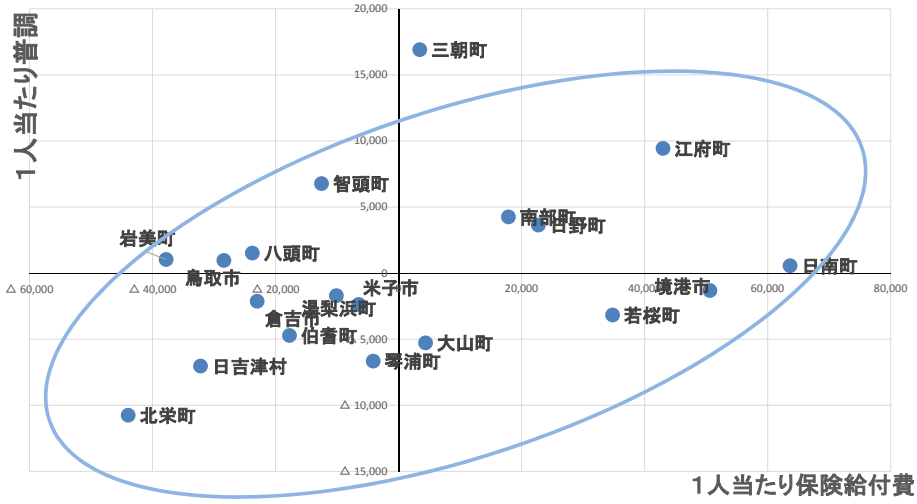
市町村名	金額(円)	市町村名	金額(円)
1 江府町	498,071	11 湯梨浜町	382,811
2 境港市	465,045	12 倉吉市	379,105
3 日南町	422,628	13 大山町	376,370
4 若桜町	420,548	14 米子市	373,101
5 南部町	415,766	15 伯耆町	369,909
6 日野町	411,381	16 岩美町	368,977
7 日吉津村	408,524	17 八頭町	361,786
8 三朝町	400,875	18 鳥取市	356,334
9 琴浦町	394,127	19 北栄町	352,008
10 智頭町	383,677		

最大1.41倍の格差

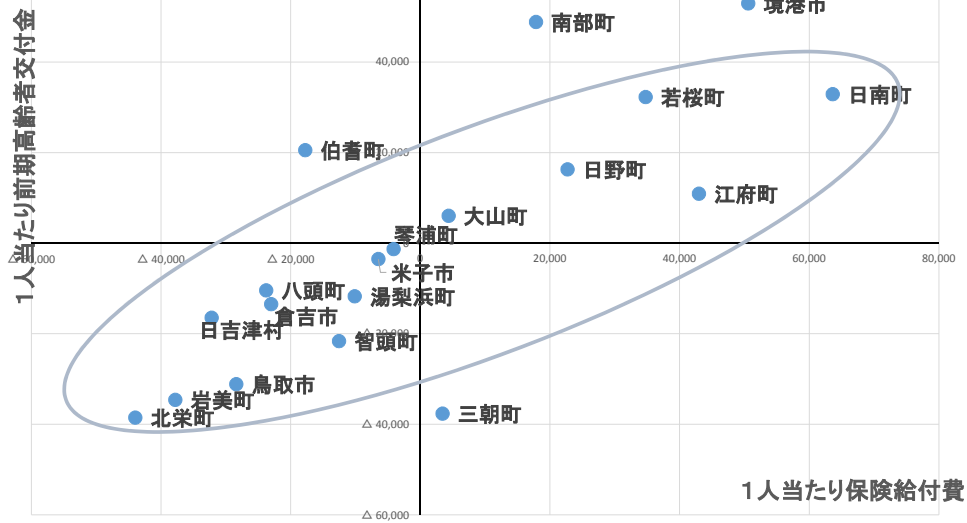
保険料(税)と医療費の相関

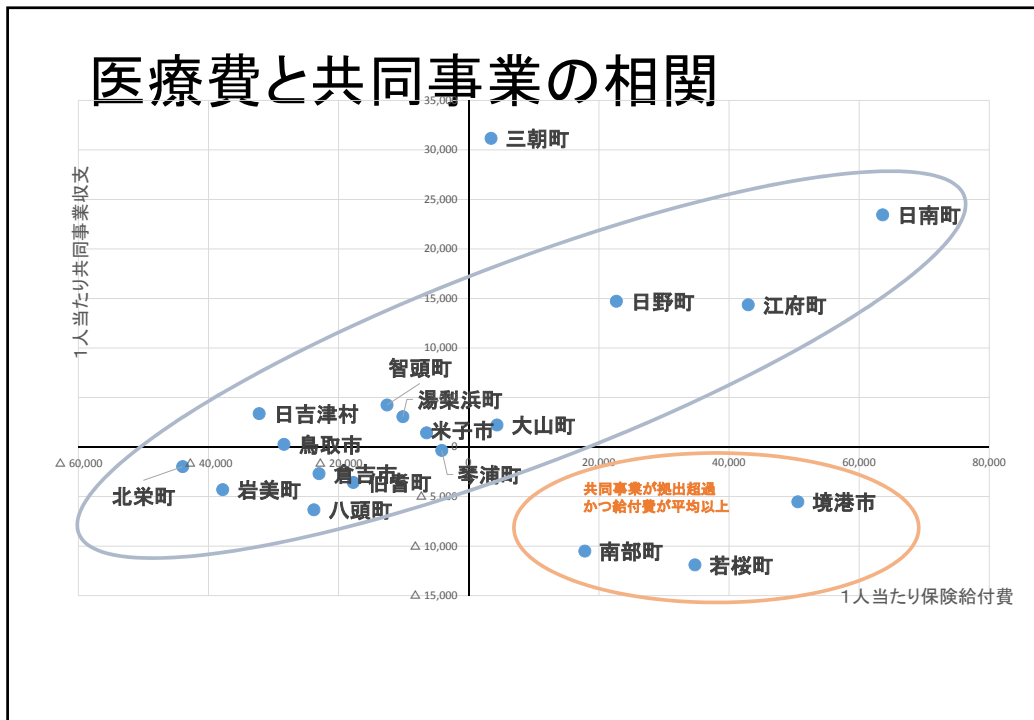


医療費と普通調整交付金(国)の相関



医療費と前期高齢者交付金の相関





現状と課題

- ◆ 県内の保険料水準に1.36倍の格差
- ◆ 医療費水準が低くても保険料水準が高い場合がある
- ◆ 国の財政調整に限界
- ◆ 県主導による県内格差の平準化を図る必要性

都道府県化の協議状況

- ◎賦課方式は3方式(資産割廃止)とする可能性を検討
- ◎平成30年に統一保険料化を実施することは難しい
- ◎将来的には県内保険料(税)の統一料率化も視野に検討

<市町村側の意見>

- ◆県内の居住地にかかわらず保険料(税)負担は同水準であるべき
- ◆資産割が負担水準の平準化の障壁となっている。
負担の公平性の観点からも県下一斉に廃止を検討すべき
- ◆将来の統一保険料(税)率を目指すべき
- ◆保険料(税)率は首長判断で決めるべきとの意見もあり

資産割について

- ・全国的には町村部を中心に多くの自治体が資産割を採用
- ・都市部では資産割は廃止する自治体が多くなっている
- ・鳥取県内では全市町村が資産割を含む4方式

メリット	デメリット
<ul style="list-style-type: none"> ・所得の変動に左右されない安定的な財源となる ・資産のない若年世帯の負担軽減 	<ul style="list-style-type: none"> ・居住地により資産評価額(資産税額)に格差 ・持ち家の年金生活者・低所得者に負担が加重 ・市外に保有する資産には賦課されない

鳥取市の賦課状況

	算定額 (千円)	賦課割合	法定軽減 額(千円)	調定額 (千円)
所得割	1,832,956	44.14%	0	1,832,956
資産割	233,718	5.63%	0	233,718
均等割	1,323,112	31.86%	428,180	894,931
平等割	763,201	18.38%	433,683	329,517
計	4,152,988	100.00%	861,864	3,291,124

H28.12時点の試算による